【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第80期 中　（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	株式会社　キング
【英訳名】	KING Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　木原　伸一
【本店の所在の場所】	京都市下京区東塩小路高倉町２番の１
【電話番号】	075－681－9110（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員　管理統轄　　田中　嘉典
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田２丁目14番９号
【電話番号】	03－5434－7282
【事務連絡者氏名】	常務執行役員　管理統轄　　田中　嘉典
【縦覧に供する場所】	株式会社キング東京本社 （東京都品川区西五反田２丁目14番９号） 株式会社キング大阪店 （大阪府吹田市豊津町１番７号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第79期 中間連結会計期間	第80期 中間連結会計期間	第79期
会計期間		自　2025年４月１日 至　2025年９月30日	自　2026年４月１日 至　2026年９月30日	自　2025年４月１日 至　2026年３月31日
売上高	（百万円）	3,771	3,856	7,835
経常利益	（百万円）	413	459	949
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益	（百万円）	270	303	625
中間包括利益又は包括利益	（百万円）	551	964	978
純資産額	（百万円）	22,695	23,831	23,122
総資産額	（百万円）	26,269	27,559	26,746
１株当たり中間（当期）純利益	（円）	16.97	19.00	39.17
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	―	―	―
自己資本比率	（%）	86.4	86.5	86.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	571	336	1,426
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△716	△1,093	△1,960
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△355	△286	△356
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（百万円）	10,218	8,783	9,827

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

①経営成績

当中間連結会計期間（2026年４月１日～2026年９月30日）におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が見られましたが、一方で、中東情勢等による海外経済の不確実性や自然災害の影響もあり、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当アパレル・ファッション業界におきましては、消費マインドの持ち直しの動きが見られましたものの、物価上昇を見据えた生活防衛意識の高まりを背景に消費者の購買行動は慎重な状況が続き、厳しい経営環境となりました。

このような環境のもと、当社グループでは、「強いものづくり」を基軸に、独自性のある高付加価値商品の追求と高品質・高感度な商品づくりに注力するとともに、ブランド価値の再構築（リブランディング）や新規顧客の開拓に向けた施策を推進してまいりました。

また、SNSを活用したブランド認知拡大策等を実施するとともに、EC・デジタル会員数の拡大によるオンラインストアの収益化、在庫コントロールの徹底およびプロパー販売の強化にも取り組んでまいりました。

その結果、売上高は38億56百万円（前年同期比2.3%増加）、営業利益は３億46百万円（前年同期比8.0%増加）、経常利益は４億59百万円（前年同期比11.1%増加）となり、親会社株主に帰属する中間純利益は３億３百万円（前年同期比11.8%増加）となりました。

事業セグメント別の状況は、以下のとおりであります。

（アパレル事業）

独自性のある高付加価値商品の追求と高品質・高感度な商品づくりに注力するとともに、リブランディングや新規顧客の開拓に向けた施策を推進してまいりました。

その結果、売上高は29億１百万円（前年同期比0.9%増加）、営業損失は16百万円（前年同期は営業損失94百万円）となりました。

（テキスタイル事業）

既存主力先の深耕化と新規販路の開拓を継続するとともに、「意匠力・提案力・対応力」をベースとした競争力の強化に努めてまいりました。アパレル各社における生産数量の見直し等の影響がある中、売上高は４億40百万円（前年同期比13.5%増加）となった一方、営業利益は15百万円（前年同期比37.9%減少）となりました。

（エステート事業）

東京・京都・大阪に所有する不動産の賃貸事業につきましては、引き続き所有資産の有効活用に努めてまいりました。その結果、売上高は５億13百万円（前年同期比1.5%増加）、営業利益は３億52百万円（前年同期比10.8%減少）となりました。

②財政状態

（資産）

当中間連結会計期間末における総資産は275億59百万円となり、前連結会計年度末比８億12百万円の増加となりました。

流動資産は107億71百万円となり、前連結会計年度末比９億59百万円減少いたしました。これは主に、現金及び預金の減少と商品の増加によるものであります。また、固定資産は167億88百万円となり、前連結会計年度末比17億71百万円増加いたしました。これは主に、投資有価証券の増加によるものであります。

（負債）

当中間連結会計期間末における負債合計は37億27百万円となり、前連結会計年度末比１億３百万円の増加となりました。

流動負債の残高は15億50百万円となり、前連結会計年度末比２億22百万円減少いたしました。これは主に、未払金及び未払法人税等の減少によるものであります。また、固定負債は21億76百万円となり、前連結会計年度末比３億25百万円増加いたしました。これは主に、繰延税金負債の増加によるものであります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産合計は238億31百万円となり、前連結会計年度末比７億８百万円増加いたしました。これは主に、その他有価証券評価差額金の増加によるものであります。

なお、自己資本比率は、86.5%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ、10億43百万円減少し、当中間連結会計期間末の残高は87億83百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金は、３億36百万円増加（前年同期は５億71百万円増加）となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益の計上と法人税等の支払額の増加によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金は、10億93百万円減少（前年同期は７億16百万円減少）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出と投資有価証券の取得による支出によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金は、２億86百万円減少（前年同期は３億55百万円減少）となりました。これは、配当金の支払による支出によるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量買付等がなされる場合であっても、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う株式の大量買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付行為の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主に、①アパレル市場におけるミッシー・ミセスゾーンで長年にわたって培ってきたブランド力、②ベターアップ商品でのクリエーション展開に特化しての高品質・高感度な商品開発力、③優れた製品品質とそれを支える技術力、並びに、高い生産性と縫製技術による生産・供給体制、④当社と顧客をつなぐ様々な販売チャネルの取引先との密接な人的関係に支えられた信頼関係、⑤充実した教育を受け豊富な販売経験を有する当社のファッション・アドバイザーが直接顧客に接し販売することによりもたらされる顧客からの信頼、⑥テキスタイル事業における企画提案型テキスタイルコンバーターとしての競争力、⑦エステート事業における所有資産の更なる有効活用等にあり、これらが株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

また、当社は、株主の皆様が適切な投資判断を行う上で、十分な時間を確保することが、株主の皆様のために企業価値向上に関して当社株式の大量買付等を行う者との建設的な対話を行う上でも有効なものになると考えております。

当社は、上記方針に基づき、2025年５月15日開催の当社取締役会において、2025年６月27日開催の当社定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）（以下「本プラン」という）の継続を決議いたしました。

なお、2025年６月27日開催の当社定時株主総会において「本プラン」につき、当社株主の皆様のご承認をいただいております。

「本プラン」の概要は以下のとおりであります。

(a) 本プランの概要

① 本プランの手続の設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株式等に対する買付等もしくはこれに類似する行為またはその提案が行われる場合に、買付等を行う者に対し、事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めるものです。

② 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、対抗措置として買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」という）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権の無償割当て（会社法第277条以降に規定される）の方法により割り当てます。

③　取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役、社外監査役、または社外の有識者から構成される独立委員会の判断を経ると共に、株主の皆様に独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、独立委員会は、当社取締役会に対し、本プラン所定の場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主の皆様の意思を確認するよう勧告することがあります。

④　本新株予約権の行使等による買付者等への影響

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は希釈化される可能性があります。

⑤　対象となる買付等

本プランは下記（1）から（3）までのいずれかに該当する当社株式等の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除く。当該買付行為を、以下「買付等」という）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」という）は、予め本プランに定める手続に従うこととします。

（1）当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付

（2）当社が発行者である株式等について、公開買付に係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

（3）上記(1)または(2)に規定される各行為が行われたか否かに関わらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(3)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し、若しくはそれらの者が協働ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株券等につき、当該特定の株主と当該他の株主の株券等所有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

(b) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針の実現に資するものであります。

また、本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものであります。

したがって、当社取締役会は、本プランは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	95,572,000
計	95,572,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数（株） （2026年９月30日）	提出日現在 発行数（株） （2026年11月13日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	24,771,561	24,771,561	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	24,771,561	24,771,561	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額 （百万円）	資本準備金 残高 （百万円）
2026年９月30日	―	24,771,561	―	2,346	―	8,127

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
INTERACTIVE BROKERS LLC （常任代理人　インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社）	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA （東京都千代田区霞が関３丁目２番５号）	1,494	9.36
一般財団法人山田育英財団	京都府京都市下京区東塩小路高倉町２-１	1,152	7.22
株式会社中央倉庫	京都府京都市下京区朱雀内畑町41	1,014	6.35
キング共栄会	大阪府吹田市豊津町１番７号	989	6.20
有限会社ワイ・エンタープライズ	京都府京都市左京区下鴨中川原町110	800	5.01
山田　幸雄	京都府京都市左京区	762	4.77
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内１丁目４番５号	750	4.70
株式会社京都銀行 （常任代理人　株式会社日本カストディ銀行）	京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700 （東京都中央区晴海１丁目８-12）	740	4.63
VASANTA MASTER FUND PTE. LTD. （常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	137 TELOK AYER STREET, LEVEL 03-07 SINGAPORE 068602 （東京都港区港南２丁目15-１　品川インターシティA棟）	570	3.57
三共生興株式会社	大阪府大阪市中央区安土町２丁目５番６号	557	3.49
計	－	8,829	55.30

（注）１　キング共栄会は、当社と継続的取引関係にある仕入先企業等を対象とした持株会であります。

２　一般財団法人山田育英財団は、1981年10月に当社創業者である故山田松義が、大学在学者で学力優秀、品行方正でありながら経済的事由により修学困難な者を対象に奨学援助を行い、国家社会有用の人材育成に寄与することを目的に設立した財団であります。

３　株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループから、2023年２月20日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、2023年２月13日現在において株式会社三菱ＵＦＪ銀行、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の３社で1,039千株（発行済株式総数に対する割合4.19%）の当社株式を共同保有している旨の開示がなされておりますが、上記の表中に記載の株式会社三菱ＵＦＪ銀行を除き、当社として当中間配当基準日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式総数の割合（%）
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	750	3.03
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	245	0.99
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社	43	0.17
合計	1,039	4.19

4　LNS Management Pte. Ltd.から、2024年６月26日付で提出された大量保有報告書により、2024年６月19日現在においてLNS Management Pte. Ltd.が以下の当社株式を保有している旨の開示がなされておりますが、当社として当中間配当基準日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式総数の割合（%）
LNS Management Pte. Ltd.	1,249	5.04

（６）【議決権の状況】
①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　8,804,100	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　15,958,400	159,584	―
単元未満株式	普通株式　9,061	―	―
発行済株式総数	24,771,561	―	―
総株主の議決権	―	159,584	―

（注）　「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式73株が含まれております。

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 株式会社キング	京都市下京区東塩小路高倉町２-１	8,804,100	―	8,804,100	35.54
計	―	8,804,100	―	8,804,100	35.54

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

（1）【中間連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,827	8,783
受取手形及び売掛金	632	640
電子記録債権	2	11
商品	1,099	1,163
原材料及び貯蔵品	50	41
その他	121	132
貸倒引当金	△3	△2
流動資産合計	11,730	10,771
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,408	2,311
土地	6,480	6,480
建設仮勘定	―	12
その他（純額）	230	225
有形固定資産合計	9,119	9,029
無形固定資産	300	457
投資その他の資産		
投資有価証券	4,665	6,391
長期貸付金	4	3
繰延税金資産	5	4
差入保証金	421	402
その他	513	512
貸倒引当金	△13	△13
投資その他の資産合計	5,596	7,300
固定資産合計	15,016	16,788
資産合計	26,746	27,559

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	452	425
有償支給に係る負債	50	32
短期借入金	380	380
未払金	292	167
未払法人税等	257	163
未払消費税等	21	72
賞与引当金	131	125
役員賞与引当金	12	6
その他	176	178
流動負債合計	1,773	1,550
固定負債		
繰延税金負債	687	1,001
長期未払金	157	157
退職給付に係る負債	5	22
資産除去債務	135	132
長期預り保証金	864	862
固定負債合計	1,850	2,176
負債合計	3,623	3,727
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,346	2,346
資本剰余金	8,151	8,172
利益剰余金	14,252	14,268
自己株式	△3,424	△3,414
株主資本合計	21,326	21,373
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,777	2,452
退職給付に係る調整累計額	19	5
その他の包括利益累計額合計	1,796	2,458
純資産合計	23,122	23,831
負債純資産合計	26,746	27,559

（２）【中間連結損益及び包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
売上高	3,771	3,856
売上原価	1,612	1,585
売上総利益	2,158	2,271
販売費及び一般管理費	※1 1,837	※1 1,924
営業利益	320	346
営業外収益		
受取利息	20	32
有価証券利息	―	9
受取配当金	71	67
貸倒引当金戻入額	0	0
その他	3	6
営業外収益合計	95	116
営業外費用		
支払利息	2	3
その他	0	0
営業外費用合計	3	3
経常利益	413	459
特別損失		
固定資産除却損	3	3
特別損失合計	3	3
税金等調整前中間純利益	409	455
法人税、住民税及び事業税	109	142
法人税等調整額	28	10
法人税等合計	138	152
中間純利益	270	303
（内訳）		
親会社株主に帰属する中間純利益	270	303
非支配株主に帰属する中間純利益	―	―
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	289	675
退職給付に係る調整額	△9	△13
その他の包括利益合計	280	661
中間包括利益	551	964
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	551	964
非支配株主に係る中間包括利益	―	―

（３）【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	409	455
減価償却費	208	200
その他の償却額	1	0
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△0	△0
賞与引当金の増減額（△は減少）	△23	△5
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△6	△6
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△49	△2
受取利息及び受取配当金	△91	△109
支払利息	2	3
固定資産除却損	3	3
売上債権の増減額（△は増加）	107	△17
棚卸資産の増減額（△は増加）	△11	△55
仕入債務の増減額（△は減少）	65	△27
その他	△47	31
小計	569	470
利息及び配当金の受取額	90	105
利息の支払額	△2	△4
法人税等の支払額	△85	△235
営業活動によるキャッシュ・フロー	571	336
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△125	△162
無形固定資産の取得による支出	△231	△207
投資有価証券の取得による支出	△2	△740
貸付金の回収による収入	0	1
差入保証金の差入による支出	△0	△1
差入保証金の回収による収入	23	14
保険積立金の積立による支出	△380	－
その他	0	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△716	△1,093
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△67	－
配当金の支払額	△287	△286
財務活動によるキャッシュ・フロー	△355	△286
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△499	△1,043
現金及び現金同等物の期首残高	10,718	9,827
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 10,218	※1 8,783

【注記事項】

（中間連結損益及び包括利益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
販売促進費	359百万円	397百万円
給与手当	451　〃	473　〃
賞与引当金繰入額	120　〃	125　〃
役員賞与引当金繰入額	8　〃	6　〃
退職給付費用	3　〃	12　〃
減価償却費	159　〃	149　〃

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金	10,218百万円	8,783百万円
現金及び現金同等物	10,218百万円	8,783百万円

（株主資本等関係）

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年５月７日 取締役会	普通株式	287	18	2025年３月31日	2025年６月９日	利益剰余金

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年５月15日 取締役会	普通株式	286	18	2026年３月31日	2026年６月９日	利益剰余金

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額（注）１	中間連結損益及び包括利益計算書（注）２
	アパレル事業	テキスタイル事業	エステート事業	計		
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	2,876	388	506	3,771	―	3,771
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	6	7	―	14	△14	―
計	2,883	396	506	3,785	△14	3,771
セグメント利益又は損失（△）	△94	25	394	325	△4	320

（注）１．セグメント利益又は損失（△）の調整額△４百万円には、セグメント間取引消去△０百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△４百万円が含まれております。
なお、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
２．セグメント利益又は損失（△）は、中間連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額（注）１	中間連結損益及び包括利益計算書（注）２
	アパレル事業	テキスタイル事業	エステート事業	計		
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	2,901	440	513	3,856	―	3,856
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	8	2	―	10	△10	―
計	2,909	442	513	3,866	△10	3,856
セグメント利益又は損失（△）	△16	15	352	351	△4	346

（注）１．セグメント利益又は損失（△）の調整額△４百万円には、セグメント間取引消去△０百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△４百万円が含まれております。
なお、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
２．セグメント利益又は損失（△）は、中間連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っております。

（金融商品関係）

投資有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

前連結会計年度（2026年３月31日）

区　分	連結貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
⑴　投資有価証券（※）			
満期保有目的の債券	983	956	△26
その他有価証券	3,646	3,646	－

（※）市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

区　分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	34

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

区　分	連結貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
⑴　投資有価証券（※）			
満期保有目的の債券	1,470	1,429	△40
その他有価証券	4,886	4,886	－

（※）市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

区　分	当連中間連結会計期間（百万円）
非上場株式	34

なお、投資有価証券に含まれる項目のうち、時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品の時価のレベルごとの金額について、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

前連結会計年度（2026年３月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	3,646	－	－	3,646
資産計	3,646	－	－	3,646

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	4,886	－	－	4,886
資産計	4,886	－	－	4,886

（有価証券関係）

満期保有目的の債券及びその他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

1　満期保有目的の債券

前連結会計年度（2026年３月31日）

種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
（1）国債・地方債等	―	―	―
（2）社債	983	956	△26
（3）その他	―	―	―
合計	983	956	△26

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
（1）国債・地方債等	485	482	△2
（2）社債	985	947	△38
（3）その他	―	―	―
	1,470	1,429	△40

2　その他有価証券

前連結会計年度（2026年３月31日）

種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
（1）株式	3,646	1,051	2,595
（2）債権	―	―	―
（3）その他	―	―	―
合計	3,646	1,051	2,595

注）非上場株式（連結貸借対照表計上額34百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
（1）株式	4,886	1,304	3,581
（2）債権	―	―	―
（3）その他	―	―	―
合計	4,886	1,304	3,581

注）非上場株式（連結貸借対照表計上額34百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	アパレル事業	テキスタイル事業	エステート事業	
一時点で移転される財	2,876	388	―	3,264
一定の期間にわたり移転される財	―	―	―	―
顧客との契約から生じる収益	2,876	388	―	3,264
その他収益（注）	―	―	506	506
外部顧客への売上高	2,876	388	506	3,771

（注）「その他収益」は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号　2007年３月30日）に基づく賃貸収入であります。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	アパレル事業	テキスタイル事業	エステート事業	
一時点で移転される財	2,901	440	―	3,342
一定の期間にわたり移転される財	―	―	―	―
顧客との契約から生じる収益	2,901	440	―	3,342
その他収益（注）	―	―	513	513
外部顧客への売上高	2,901	440	513	3,856

（注）「その他収益」は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号　2007年３月30日）に基づく賃貸収入であります。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
１株当たり中間純利益	16円97銭	19円00銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益（百万円）	270	303
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益（百万円）	270	303
普通株式の期中平均株式数（千株）	15,969	15,949

（注）　潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

（株式付与ＥＳＯＰ信託の導入及び株式報酬としての自己株式処分について）

当社は、2026年11月11日開催の取締役会において、当社および一部の当社子会社の従業員（以下、「従業員」といいます。）を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与ＥＳＯＰ信託」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。

また、本制度の導入に伴い、同日開催の取締役会において、株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしました。

１.本制度の導入について

当社は、当社グループの従業員を対象に、従業員のエンゲージメント向上および当社グループの中長期的な企業価値向上の実現を目的として、本制度の導入を決議しました。

２.本制度の概要

本制度では、株式付与ＥＳＯＰ（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下、「ＥＳＯＰ信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。ＥＳＯＰ信託とは、米国のＥＳＯＰ制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ＥＳＯＰ信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付および給付する株式交付制度です。

ＥＳＯＰ信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、ＥＳＯＰ信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとしても有効です。

３.信託契約の概要

① 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
② 信託の目的	受益者要件を充足する従業員に対するインセンティブの付与
③ 委託者	当社
④ 受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤ 受益者	従業員のうち受益者要件を充足する者
⑥ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦ 信託契約日	2026年11月26日（予定）
⑧ 信託期間	2026年11月26日～2036年8月31日（予定）

４.本自己株式処分の概要

① 処分期日	2026年12月１日
② 処分する株式の種類および数	普通株式401,000株
③ 処分価額	１株につき1,148円
④ 処分総額	460,348,000円
⑤ 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （株式付与ＥＳＯＰ信託口）
⑥ その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

５.本自己株式処分の目的及び理由

本自己株式処分は、ＥＳＯＰ信託の導入に伴い、当社が三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与ＥＳＯＰ信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ＥＳＯＰ信託口）に対し、 第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数24,771,561株に対し1.62%（小数点第３位を四捨五入、2026年９月30日現在の総議決権個数159,584個に対する割合2.51%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

６.本自己株処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前々営業日（2026年11月９日）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である1,148円としております。当該価額を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。なお、取締役会決議日の前々営業日の終値としたのは、取締役会決議日の前営業日には売買取引がなかったことによるものです。

上記処分価額につきましては、監査役全員（３名にて構成。うち２名は社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

２【その他】

当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間終了後半期報告書提出日までの間の配当については、「第４　経理の状況　１　中間連結財務諸表　注記事項　（株主資本等関係）」に記載のとおりであります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月12日

株式会社キング
　取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野　文絵
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣澤　英明

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キングの2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キング及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・　中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。